

○経済産業省令第 号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

経済産業大臣 名

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用範囲） 第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十	（適用範囲） 第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十

六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号。以下「令」という。）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十二号）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

一
十
(略)

十一の二と十三
(略)

よる。

一
十
（略）

十一の二と十三
(略)

十三の二 低充填サイクル圧縮水素自動車燃料
装置用容器 圧縮水素自動車燃料装置用容器
のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第

二号に掲げる自家用乗用自動車に固定するもの

十三の三 (略)

十三の四 低充填サイクル国際圧縮水素自動車
燃料装置用容器 国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条
第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に固
定するもの

十三の五 (略)

十三の六 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器
繊維強化プラスチック複合容器であつて、鉄
道車両の燃料装置用として圧縮水素を充填す
るための容器（容器保護等装置を有するもの

二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの

十三の三 (略)

十三の四 低充填サイクル国際圧縮水素自動車
燃料装置用容器 国際圧縮水素自動車燃料装
置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条
第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装
置されるもの

十三の五 (略)

(新設)

にあつては、当該容器保護等装置を含む。）

十四・十五 （略）

十六 荷室用容器 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに固定するもの

十七 高压ガス運送自動車用容器 高压ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二十三号に規定するものをいう。）又は被け

十四・十五 （略）

十六 荷室用容器 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに装置されるもの

十七 高压ガス運送自動車用容器 高压ガスを運送するための容器であつて、タンク自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の三第一項第二十三号に規定するものをいう。）又は被け

ん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定するもの

十七の二～二十四（略）

二十五 最高充填圧力 次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する 容器（S G 容器、国 際圧縮水素自動車燃	（略）

ん引自動車（道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第二号に規定するものをいう。）に固定されたもの

十七の二～二十四（略）

二十五 最高充填圧力 次の表の上欄に掲げる容器の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。

容器の区分	圧力
圧縮ガスを充填する 容器（S G 容器、国 際圧縮水素自動車燃	（略）

料装置用容器、圧縮 水素二輪自動車燃料 装置用容器及び圧縮 水素鉄道車両燃料装 置用容器を除く。	(略)
国際圧縮水素自動車 燃料装置用容器、圧 縮水素二輪自動車燃 料装置用容器及び圧 縮水素鉄道車両燃料 装置用容器	(略)

料装置用容器及び圧 縮水素二輪自動車燃 料装置用容器を除 く。	(略)
国際圧縮水素自動車 燃料装置用容器及び 圧縮水素二輪自動車 燃料装置用容器	(略)

二十五の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る公称使用圧力 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八 (略)

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三・二十八の四 (略)

二十五の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る公称使用圧力 温度十五度において容器に圧縮水素を完全に充填して使用するときの動作特性を表す基準となる圧力の数値

二十六～二十八 (略)

二十八の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の五分の六倍の圧力の数値

二十八の三・二十八の四 (略)

二十八の五 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器

に係る試験のサイクルの回数 一万千回

二十九～三十四 (略)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一 (略)

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者

(新設)

二十九～三十四 (略)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一 (略)

二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者

及び検査を受けた者）の名称又はその符号（
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水
素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄
道車両燃料装置用容器にあつては、名称に限
る。）

三 充填すべき高压ガスの種類（P G 容器にあ
つてはP G、S G 容器にあつてはS G、F C
一類容器にあつてはF C 1、F C 二類容器に
あつてはF C 2、F C 三類容器にあつてはF
C 3、F C 四類容器にあつてはF C 4、圧縮
天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはC
N G、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際
圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二

及び検査を受けた者）の名称又はその符号（
国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮
水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、
名称に限る。）

三 充填すべき高压ガスの種類（P G 容器にあ
つてはP G、S G 容器にあつてはS G、F C
一類容器にあつてはF C 1、F C 二類容器に
あつてはF C 2、F C 三類容器にあつてはF
C 3、F C 四類容器にあつてはF C 4、圧縮
天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはC
N G、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際
圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二

輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両
燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容
器にあつてはC H G、液化天然ガス自動車燃
料装置用容器にあつてはL N G、その他の容
器にあつては高压ガスの名称、略称又は分子
式)

三の二ゝ四の二の五 (略)

四の二の六 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器
にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、

圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器である旨の

表示(記号 R W)

四の三ゝ六 (略)

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動

輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自
動車用容器にあつてはC H G、液化天然ガス
自動車燃料装置用容器にあつてはL N G、そ
の他の容器にあつては高压ガスの名称、略称
又は分子式)

三の二ゝ四の二の五 (略)

(新設)

四の三ゝ六 (略)

七 液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動

車に固定された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）

八・九 （略）

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮

車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く容器にあつては、附属品（取りはずしのできるものに限る。）を含まない容器の質量（記号 W、単位 キログラム）

八・九 （略）

十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮

水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、次に掲げる容器に
応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月）

イゝホ （略）

へ 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器 容器

検査に合格した月の前月から起算して二十

水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に
応じて、それぞれ次に定める充填可能期限年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、
充填可能期限年月）

イゝホ （略）

（新設）

年を経過した月又は二十年を超えない範囲

内において容器製造業者が定めた月

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、

国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道

車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃

料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器

以外の容器にあつては、耐圧試験における圧

力（記号 TP、単位 メガパスカル）及び

M

十二（略）

十二の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器

十一 超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、

国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水

素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス

自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動

車用容器以外の容器にあつては、耐圧試験に

おける圧力（記号 TP、単位 メガパスカ

ル）及びM

十二（略）

十二の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器

、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号　N W P、単位　メガパスカル）及びM

十二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

十三　高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、

及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、公称使用圧力（記号　N W P、単位　メガパスカル）及びM

十二の三　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、試験のサイクルの回数

十三　高強度鋼又はアルミニウム合金で製造された容器（繊維強化プラスチック複合容器におけるライナーを含み、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ（略）

十四・十五（略）

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で輸入されるものを除

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）にあつては、次に掲げる材料の区分

イ・ロ（略）

十四・十五（略）

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で輸入されるものを除

く。)であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下のもの

二、四の二 (略)

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(フルラップ容器に限る。)、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器(フルラップ容器に限る。)

く。)であつて、それぞれ鏡部の肉厚が二ミリメートル以下のもの

二、四の二 (略)

五 金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(フルラップ容器に限る。)、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器(フルラップ容器に限る。)、金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器(フルラップ容器に限る。)、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装

フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器

置用複合容器、プラスチックライナー製圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、プラスチックライナー製国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及びプラスチックライナー製圧縮水素送自動車用容器（それぞれ次号に掲げるものを除く。）

六 液化石油ガス自動車燃料装置用容器（自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。）、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器

、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に固定された状態で輸入されるもの

3

法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一、三の二（略）

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フーブラップ層の見

、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で輸入されるもの

3

法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。

一、三の二（略）

四 前項第五号に掲げる容器 票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フーブラップ層の見

やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イノ二 （略）

ホ 第一項第四号の二の二から第四号の二の六までに掲げる事項

ヘ （略）

ト 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ及びチに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、全ての事項）をアルミニウム箔に刻印したもの又は適当な材質の票紙に表示したものを容器の外面の見やすい箇所に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

イノ二 （略）

ホ 第一項第四号の二の二から第四号の二の五までに掲げる事項

ヘ （略）

ト 第五号及び第六号に掲げる事項

チノヌ (略)

五 (略)

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イから又までに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 (略)

4 (略)

チノヌ (略)

五 (略)

六 前項第六号に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 票紙に第一項第十四号に掲げる事項及び第四号イからトまでに掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、取れないように容器の外面の見やすい箇所に貼付する方式

七 (略)

4 (略)

（容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変
更の手続）

第九条 法第五十四条第一項の規定により刻印等
をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第
二の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に、変
更後においても当該容器が第七条の規格（鉄道
車両に固定するものにあつては、第七十二条第
一項の経済産業省・国土交通省告示で定める規
格）に適合することを証する資料を添えて、刻
印等が協会によりされたものである場合にあつ
ては協会、刻印等が指定容器検査機関によりさ
れたものである場合にあつては指定容器検査機

（容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変
更の手続）

第九条 法第五十四条第一項の規定により刻印等
をすべき旨の申請をしようとする者は、様式第
二の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書に、変
更後においても当該容器が第七条の規格に適合
することを証する資料を添えて、刻印等が協会
によりされたものである場合にあつては協会、
刻印等が指定容器検査機関によりされたもので
ある場合にあつては指定容器検査機関、自主検
査刻印等がされたものである場合にあつては容
器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容

関、自主検査刻印等がされたものである場合に
あつては容器の所在地を管轄する産業保安監督
部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道
車両に固定するものを除く。）にあつては、容
器の所在地を管轄する都道府県知事。以下この
条において「産業保安監督部長等」という。）
、協会又は指定容器検査機関、その他の場合に
あつては産業保安監督部長等に提出しなければ
ならない。

（表示の方式）

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示を
しようとする者（容器を譲渡することがあらか

積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定
するものを除く。）にあつては、容器の所在地
を管轄する都道府県知事。以下この条において
「産業保安監督部長等」という。）、協会又は
指定容器検査機関、その他の場合にあつては産
業保安監督部長等に提出しなければならない。

（表示の方式）

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示を
しようとする者（容器を譲渡することがあらか

じめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外表面（断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外表面。次号及び第三号において同じ。）の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧

じめ明らかな場合において当該容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 次の表の上欄に掲げる高压ガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる塗色をその容器の外表面（断熱材で被覆してある容器にあつては、その断熱材の外表面。次号及び第三号において同じ。）の見やすい箇所に、容器の表面積の二分の一以上について行うものとする。ただし、同表中で規定する水素ガスを充填する容器のうち圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器並び

縮水素鉄道車両燃料装置用容器並びにその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

(表略)

二 (略)

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において

にその他の種類の高圧ガスを充填する容器のうち着色加工していないアルミニウム製、アルミニウム合金製及びステンレス鋼製の容器、液化石油ガスを充填するための容器並びに圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

(表略)

二 (略)

三 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において

て「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に固定されたものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施

て「氏名等」という。）を明示するものとする。ただし、次に掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置したものであつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）、道路運送車両法施行

行規則第六十三條の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三條に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるものの

ロ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち

規則第六十三條の二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三條に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載された自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器のうち、自動車又は二輪自動車に装置して

、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定
されていないものであつて、容器を譲渡す
ることがあらかじめ明らかな場合において
、当該容器を自動車、二輪自動車若しくは
鉄道車両に固定する者又は当該容器の譲渡
のみを行う者が所有するもの

2
5
(略)

(法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の
四の二の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文及び法第
四十九条の四の二の経済産業省令で定める附属
品は、次の各号に掲げるものとする。

いないものであつて、容器を譲渡すること
があらかじめ明らかな場合において、当該
容器を自動車若しくは二輪自動車に装着す
る者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所
有するもの

2
5
(略)

(法第四十九条の二第一項及び法第四十九条の
四の二の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文及び法第
四十九条の四の二の経済産業省令で定める附属
品は、次の各号に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 逆止弁（第十九条第六号に掲げる容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査の申請）

第十四条 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積

一〇三 (略)

四 逆止弁（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）

（附属品検査の申請）

第十四条 法第四十九条の二第一項本文の規定により、附属品検査を受けようとする者は、様式第三の附属品検査申請書を附属品の所在地（附属品の製造の事業を行う者の製造する附属品については事業所の所在地、輸入をした附属品については附属品の陸揚地。以下この条において同じ。）を管轄する産業保安監督部長（内容積

が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置する附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品検査の刻印）

第十八条 法第四十九条の三第一項の規定により

が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定する容器を除く。）に装置されている附属品に係るものについては、附属品の所在地を管轄する都道府県知事（当該附属品が指定都市の区域内にある場合であつて、当該附属品に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該附属品の所在地を管轄する指定都市の長。第七十条において同じ。）、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品検査の刻印）

第十八条 法第四十九条の三第一項の規定により

、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならぬ。ただし、刻印することが適當でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料

、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならぬ。ただし、刻印することが適當でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 附属品検査に合格した年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品

装置用容器に装置されるべき附属品にあつて

は、年月)

二、四 (略)

五 附属品(液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。)、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。)の質量(記号

にあつては、年月)

二、四 (略)

五 附属品(液化石油ガス自動車燃料装置用容器(自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填するものに限る。)、超低温容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されるべき附属品以外の附属品に限る。)の質量(記号 W、単位 キログラム)

W、単位 キログラム)

六 (略)

七 次に掲げる附属品が装置されべき容器の
種類

イ ホ (略)

ヘ 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器 (記号

CHGRW)

ト (略)

チ 圧縮ガスを充填する容器 (イからトまで
を除く。) (記号 PG)

リ 液化ガスを充填する容器 (ヌからヲまで
を除く。) (記号 LG)

ヌ 液化石油ガスを充填する容器 (ルを除

六 (略)

七 次に掲げる附属品が装置されべき容器の
種類

イ ホ (略)

(新設)

ヘ (略)

ト 圧縮ガスを充填する容器 (イからヘまで
を除く。) (記号 PG)

チ 液化ガスを充填する容器 (リからルまで
を除く。) (記号 LG)

リ 液化石油ガスを充填する容器 (ヌを除

く。(記号 LPG)

ル・ヲ (略)

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ルに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ (略)

2 (略)

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同項第三号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

く。(記号 LPG)

ヌ・ル (略)

八 液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ヌに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ (略)

2 (略)

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一〇五 (略)

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮

水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素

鉄道車両燃料装置用容器 逆止弁

(容器の加工の基準)

第二十一条 法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 複数の容器が連結されている国際圧縮水素

自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両

燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器

一〇五 (略)

六 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧

縮水素二輪自動車燃料装置用容器 逆止弁

(容器の加工の基準)

第二十一条 法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 複数の容器が連結されている国際圧縮水素

自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれ

の容器の接続は、互いに分離しないようにし

の接続は、互いに分離しないようにして接続されたものであること。

2
(略)

(容器再検査の期間)

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用

てされたものであること。

2
(略)

(容器再検査の期間)

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用

容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各

容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高压ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各

号に掲げる期間とする。

一〇六 (略)

六の二 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器につ

いては、経過年数三年以下のものは三年、経

過年数三年を超えるものは二年

七 (略)

八 自動車に固定された状態で液化石油ガスを

充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器

(溶接容器に限る。以下同じ。)については

、経過年数二十年未満のものは六年、経過年

数二十年以上のものは二年

2 前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第

六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一

号に掲げる期間とする。

一〇六 (略)

(新設)

七 (略)

八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを

充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器

(溶接容器に限る。以下同じ。)については

、経過年数二十年未満のものは六年、経過年

数二十年以上のものは二年

2 前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第

六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一

年の自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が固定されている自動車が当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動

年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が装置されている自動車が当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動

車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4
（略）

（附属品再検査の期間）

車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4
（略）

（附属品再検査の期間）

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める期間は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

一の二 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、当該附属品が附属品検査に合格した月（附属品再検査に合格したものにあつては、最近時の同検査に合格した月。以下この条において「附属品検査等合格月」という。）から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格月の前月の末日から二年を経過して最初に受ける容器

から二年を経過して最初に受ける容器再検査
までの間

二 (略)

三 自動車に固定された状態で液化石油ガスを
充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器
に装置されている附属品については、経過年
数七年六月以下のものは附属品検査等合格日
から当該附属品が装置されている容器が附属
品検査等合格日から二年を経過して最初に受
ける容器再検査の日までの間、経過年数七年
六月を超えるものは一年

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第

再検査までの間

二 (略)

三 自動車に装置された状態で液化石油ガスを
充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器
に装置されている附属品については、経過年
数七年六月以下のものは附属品検査等合格日
から当該附属品が装置されている容器が附属
品検査等合格日から二年を経過して最初に受
ける容器再検査の日までの間、経過年数七年
六月を超えるものは一年

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第

五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間

五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮天然ガス、圧縮水素又は液化天然ガスを充填する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第三号の期間

とすることができる。

3
(略)

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査

とすることができる。

3
(略)

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に

をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。

イ ホ (略)

四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

掲げる検査設備を備えること。

イ ホ (略)

四 (略)

五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 (略)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、

六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。

七 (略)

(容器再検査に合格した容器の刻印等)

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、

刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定された状態で刻印することが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行

刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器（次号に掲げるものを除く。）、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車又は二輪自動車に装置された状態で刻印することが困難な場合は、次項第五号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動

う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ ホ (略)

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあっては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ 前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に固定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定

車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第六号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ ホ (略)

二 圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器であつて超音波探傷試験に合格したものにあっては、次のイ及びロに掲げる方式とする。

イ 前号の例により刻印するものとする。ただし、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第五号に規定

する方式に従つて行う標章の掲示をもつて
これに代えることができる。

ロ (略)

三 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に固定された状態で液

する方式に従つて行う標章の掲示をもつて
これに代えることができる。

ロ (略)

三 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液

化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2

法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップ容器に限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温

化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2

法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体

温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用
継目なし容器にあつては第一号から第四号まで
に、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮
水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動
車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装
置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及
び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつて
は第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フ
ラップ容器に限る。）、プラスチックライナ
ー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容
器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従
つて行わなければならない。

一〇六（略）

製造用継目なし容器にあつては第一号から第四
号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水
素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車
燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装
置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製
一般複合容器（フルラップに限る。）、プラス
チックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運
送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲
げる方式に従つて行わなければならない。

一〇六（略）

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならぬ。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示で定める方式を

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第三十八条 法第四十九条の四第三項の規定により、刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符号及び附属品再検査の年月日（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるべき附属品にあつては、年月）を第十八条第一項又は第六十八条の刻印の下又は右に刻印する方式に従つて刻印をしなければならぬ。ただし、刻印することが適当でない附属品については、告示で定める方式をもつてこれに代えることができる。

もつてこれに代えることができる。

2
(略)

(型式承認に要する容器及び書類)

第五十八条 法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十四条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第七条第一項に掲げる容器の規格（鉄道車両に固定する容器にあつては、第七十二条第一項の経済産業省・国土交通省告示で定める規格）に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令

2
(略)

(型式承認に要する容器及び書類)

第五十八条 法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第六十四条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第七条第一項に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令

で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。

一～三 (略)

(帳簿)

第七十一条 (略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ご

で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。

一～三 (略)

(帳簿)

第七十一条 (略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ご

とに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存
しなければならない。

一〇六 (略)

六の二 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器につ
いては、経過年数三年以下のものは前項に掲
げる事項を記載した日から三年を経過する日
から起算して一月を経過する日までの間、経
過年数三年を超えるものは同項に掲げる事項
を記載した日から二年を経過する日から起算
して一月を経過する日までの間

七 (略)

八 自動車に固定された状態で液化石油ガスを
充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器

とに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存
しなければならない。

一〇六 (略)

(新設)

七 (略)

八 自動車に装置された状態で液化石油ガスを
充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器

については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九〇十一 (略)

十二 自動車に固定された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日か

については、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは同項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

九〇十一 (略)

十二 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日か

ら起算して一月を経過する日までの間、経過
年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事
項を記載した日から一年を経過する日から起
算して一月を経過する日までの間

十三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び
容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる
事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備
え、保存しなければならない期間は、次の各号
に定める期間とする。

一 第二十四条第二項の自動車に固定された状
態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自
動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を

ら起算して一月を経過する日までの間、経過
年数七年六月を超えるものは同項に掲げる事
項を記載した日から一年を経過する日から起
算して一月を経過する日までの間

十三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び
容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる
事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備
え、保存しなければならない期間は、次の各号
に定める期間とする。

一 第二十四条第二項の自動車に装置された状
態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自
動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を

改正後	改正前
受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間 二・三 (略) 4 (略)	受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間 二・三 (略) 4 (略)

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障の

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 (略)

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障の

ない状態で行うこと。

イゝチ (略)

リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再
充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（
法第四十五条並びに第四十九条の二十五第
一項及び第二項（法第四十九条の三十三第
二項において準用する場合を含む。）で定
める刻印等に限る。以下同じ。）に示され
た年月から三年を経過したものに高压ガス
を充填しないこと。

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する

ない状態で行うこと。

イゝチ (略)

リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再
充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（
法第四十五条並びに第四十九条の二十五第
一項及び第二項（法第四十九条の三十三第
二項において準用する場合を含む。）で定
める刻印等に限る。以下このヌ、第十八条
第二号へ、第四十九条第一項第三号及び第
五十条第三号において同じ。）に示された
年月から三年を経過したものに高压ガスを
充填しないこと。

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する

一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。））、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。））。

一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。））、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。））、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。））。

）、同条第十三号の六に規定する圧縮水素
鉄道車両燃料装置用容器（以下単に「圧縮
水素鉄道車両燃料装置用容器」という。）

、同条第十四号に規定する液化天然ガス自
動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然
ガス自動車燃料装置用容器」という。）又
は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運
送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送
自動車用容器」という。）であつて当該容
器の刻印等に示された同令第八条第一項第
九号に規定する年月から十五年を経過した
もの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮

）、同条第十四号に規定する液化天然ガス
自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天
然ガス自動車燃料装置用容器」という。）
又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素
運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運
送自動車用容器」という。）であつて当該
容器の刻印等に示された年月から十五年を
経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装
置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器
又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては
、同令第八条第一項第十号の充填可能期限
年月日（同令第三十七条第一項第二号の規
定により刻印をした場合にあつては、当該

水素運送自動車用容器にあつては、同令第八條第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七條第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合を除く。）。

ル・ヲ（略）

刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したものの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八條第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない。）。

ル・ヲ（略）

三〇七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ〇二 (略)

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に規定する超低温容器（以下単に「超低温容器」という。）又は同条第四号に規定する低温容器（以下単に「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。第四十条第四号ハ、第四十九条第一項第四号、第五十条第一項第二号及び第六十条第一

三〇七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ〇二 (略)

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第五号、第五十条第二号及び第六十条第七号におい

項第七号において同じ。)以下に保つこと。

へくち (略)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 容器 (高压ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

て同じ。)以下に保つこと。

へくち (略)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 容器 (高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イゝへ (略)

三 (略)

四 圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に

固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合

にあつては、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容

器であつて当該容器の刻印等において示され

た容器保安規則第八条第一項第十号の充填可

能期限年月を経過したものを高圧ガスの貯蔵

に使用しないこと（法第四十八条第五項の許

可に付された条件に含まれる充填可能な期限

を経過していないものである場合を除く。

）。

イゝへ (略)

三 (略)

(新設)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一 三 (略)

四 前三号の規定にかかわらず、容器が圧縮水

素を燃料として使用する鉄道車両に固定した

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

一 三 (略)

(新設)

燃料装置用容器にあつては、圧縮水素鉄道車
両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等
において示された容器保安規則第八条第一項
第十号の充填可能期限年月を経過していない
ものであること（法第四十八条第五項の許可
に付された条件に含まれる充填可能な期限を
経過していないものである場合を除く。）。

2

（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基
準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合（次項
に掲げる場合を除く。）における法第二十三条

2

（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基
準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合におけ
る法第二十三条第一項の経済産業省令で定める

第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 (略)

2 | 圧縮水素を燃料として使用する鉄道車両に固定した燃料装置用容器により圧縮水素を移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したものを高压ガスの移動に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充

保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十四 (略)

(新設)

填可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条（略）

2（略）

3 前二項の規定にかかわらず、圧縮水素を燃料

として使用する鉄道車両において、専ら当該鉄

道車両の燃料の用に消費する場合における法第

二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技

術上の基準は、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容

器であつて当該容器の刻印等により示された容

器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条（略）

2（略）

（新設）

年月を経過していないものであることとし、この場合における法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、当該充填可能期限年月を経過したものを特定高压ガスの消費に使用しないこととする（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）

第五十九条 法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高压ガスは、可燃性ガス（高压

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）

第五十九条 法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高压ガスは、可燃性ガス（高压

ガスを燃料として使用する車両又は鉄道車両において、専ら当該車両又は鉄道車両の燃料の用に消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条 （略）

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合に
あつては記載の日から二年間、同表第二項に掲

ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される高圧ガスを除く。）、毒性ガス、酸素及び空気とする。

（帳簿）

第九十五条 （略）

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に
応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合に
あつては記載の日から二年間、同表第二項に掲

ける場合にあつては記載の日から十年間保存し
なければならぬ。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器 により授受した場 合	充填容器の記号及び 番号、充填容器ごと の高圧ガスの種類及 び充填圧力、授受先 並びに授受年月日
二 (略)	(略)

3 法第六十条第一項の規定により、販売業者は
、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に

ける場合にあつては記載の日から十年間保存し
なければならぬ。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器 により授受した場 合	充填容器の記号及び 番号、充填容器ごと の高圧ガスの種類及 び圧力（液化ガスに ついては、充填質量 ）、授受先並びに授 受年月日
二 (略)	(略)

3 法第六十条第一項の規定により、販売業者は
、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に

応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日
二 (略)	(略)

応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日
二 (略)	(略)

別表第二（第三十五条第二項関係）

備考 (略)	検査項目	完成検査の方法
	1 (略) 2 容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一〇三 (略) 四 第二十三条第一項第四号の圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器	(略) 四 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の刻印等を目視等により検査する。
	五・六 (略)	五・六 (略)

別表第二（第三十五条第二項関係）

備考 (略)	検査項目	完成検査の方法
	1 (略) 2 容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一〇三 (略) (新設)	(略) (新設)
	四・五 (略)	四・五 (略)

(コンビナート等保安規則の一部改正)

第三条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(製造施設に係る技術上の基準) 第五条 (略) 2 製造施設(製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素	(製造施設に係る技術上の基準) 第五条 (略) 2 製造施設(製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素

スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ (略)

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置

スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ (略)

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置

用容器、同条第十三号の三に規定する国際
圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十
三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃
料装置用容器、同条第十三号の六に規定す
る圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、同条
第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃
料装置用容器又は同条第十七号の二に規定
する圧縮水素運送自動車用容器であつて当
該容器の刻印等において示された同令第八
条第一項第九号に規定する年月から十五年
を経過したもの（同令第二条第十二号に規
定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器
、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車

用容器、同条第十三号の三に規定する国際
圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十
三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃
料装置用容器、同条第十四号に規定する液
化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条
第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動
車用容器であつて当該容器の刻印等におい
て示された年月から十五年を経過したもの
（容器保安規則第二条第十二号に規定する
圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条
第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装
置用容器又は同条第十七号の二に規定する
圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同

燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガ

令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

スを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

ヲ・ワ （略）

三ゝ八 （略）

（帳簿）

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年

ヲ・ワ （略）

三ゝ八 （略）

（帳簿）

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年

間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（特定液化石油ガスを燃料として使用する車両にあつては、容器）に高压ガスを	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高压ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量。次項において同じ。）並びに充填年月日

間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高压ガスを容器に充填した場合（高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（特定液化石油ガスを燃料として使用する車両にあつては、容器）に高压ガスを	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高压ガスの種類、充填容器ごとの高压ガスの充填圧力（液化ガスについては、充填質量並びに充填年月日）

三 (略)		充填した場合を除く。）
(略)	二 高圧ガスを容器 により授受した場 合 定液化石油ガスに係 るものを除く。）ご との高圧ガスの種類 及び充填圧力、授受 先並びに授受年月日	充填容器の記号及び 番号、充填容器（特

三 (略)		充填した場合を除く。）
(略)	二 高圧ガスを容器 により授受した場 合 定液化石油ガスに係 るものを除く。）ご との高圧ガスの種類 及び充填圧力（液化 ガスについては、充 填質量）、授受先並 びに授受年月日	充填容器の記号及び 番号、充填容器（特

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第四条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定容器検査機関に係る指定の区分） 第三十五条 法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一〇十九 （略）	（指定容器検査機関に係る指定の区分） 第三十五条 法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一〇十九 （略）

二十	圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器
2	(略)
2	(新設)
2	(略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。